⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

また、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているシランが確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、現道を４車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和28年10月27日に都市計画決定され、昭和62年12月８日に変更決定された都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、中川区区政協力委員協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県名古屋市中川区役所

○国土交通省告示第百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス・愛知県蒲郡市清田町井戸ヶ沢地内から同市清田町大口地内まで及び同県額田郡幸田町大字芦谷字立石地内から同町大字芦谷字山ノ田地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　愛知県蒲郡市清田町井戸ヶ沢、岡、木森、東大内、上大内、中新屋、田ノ入、欠下及び大口並びに坂本町下リ郷地内

愛知県額田郡幸田町大字芦谷字立石、字坂野口、字坂ヶ入、字大入、字祢宜山、字**斧鑓**及び字山ノ田地内

２　使用の部分　愛知県蒲郡市清田町井戸ヶ沢、岡、木森、東大内、上大内、中新屋、田ノ入、欠下及び大口並びに坂本町下リ郷地内

愛知県額田郡幸田町大字芦谷字坂ヶ入、字大入、字祢宜山及び字**斧鑓**地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県蒲郡市清田町井戸ヶ沢地内の蒲郡インターチェンジ（仮称）から同県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田地内の幸田芦谷インターチェンジまでの延長5.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道23号（以下「本路線」という。）は、豊橋市を起点とし、蒲郡市、安城市、名古屋市、四日市市、津市等を経由して伊勢市に至る延長約212㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する蒲郡市及び額田郡幸田町（以下「本件地域」という。）は、全国でも有数の自動車流通港湾である三河港や三河湾国定公園が存し、自動車関連産業や観光施設が多数立地している。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として本路線があるが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、蒲郡市の市街地を通過していることなどから、物流等による通過交通と地域住民等による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、蒲郡市港町地内で16,470台／日であり、混雑度は1.43となっている。

本件事業の完成により、蒲郡市の市街地をバイパスする自動車専用道路が整備され、既に供用済み又は供用予定である本路線（名豊道路）の他の区間等と接続することで、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である愛知県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成３年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成22年３月、平成23年８月及び平成24年11月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。